

## 食料自給率向上を政府に求める意見書

岸田内閣は「食料・農業・農村基本法」を見直し、令和6年通常国会において、同基本法の改正案の成立を目指している。1999年の法制定以来、初めてとなる改正案では、現行「基本法」で唯一、目標として掲げ「向上を図る」としてきた食料自給率まで、いくつかある指標の一つに格下げし、国民一人一人が良質な食料を安定的に手に入れる重要性を「食料安全保障の確保」と強調するだけで、自給率の向上を抜きに歯止めのない輸入自由化と市場任せの農政を促進するものとなっている。

最大の問題は、日本のカロリーベース食料自給率38%（2022年度）が先進国の中でも最低であり、穀物自給率28%（2019年農林水産省の試算）は世界179か国と地域中127位である。種や肥料、雛などを考慮し、さらに燃料も資材も輸入頼りの日本における実際の自給率は10%以下と識者（東京大学大学院教授）が指摘するほど、我が国の食糧危機は深刻化している。

また、世界的な食糧危機が進行し、「食べたくても食べられない」人が増えている中、もし輸入が止まったら、世界の中で餓死者が集中する日本は、深刻な状況になるとアメリカの大学などの研究チームが試算しており、日本の農業関係者に戦慄を持って受け止められている。

政府は、食料自給率向上を放棄して国民を飢餓の不安に追い込むのではなく、農業者が切実に求めている再生可能な農産物価格についても、政治の責任で価格・所得保障の充実など苦境にある農業経営を支え、平時から農業を振興し、食料を増産し、自給率向上に力を尽くすことこそが責務である。

よって、町田市議会は、「食料・農業・農村基本法」の改正にあたり、食料自給率の目標を定める基本計画を国会承認制として、計画の達成度の検証結果と必要な政策の見直しを国会に報告させるなど、食料自給率の向上を政府の法的義務とすることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。